

○みなかみ町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱

平成17年10月 1 日

告示第48号

改正 平成20年 4 月 1 日告示第42号

平成24年 7 月 4 日告示第51号

平成30年 3 月22日告示第26号

平成31年 3 月26日告示第33号

令和元年 6 月 5 日告示第6号

令和元年 8 月 9 日告示第26号

令和 7 年 3 月 1 4 日告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、飼養者等の望まない犬及び猫の繁殖を抑制するため、犬及び猫の避妊又は去勢手術（以下「避妊等手術」という。）に要する費用の一部を町が予算の範囲内で補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 当該者の属する世帯全員に町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金及び町営住宅家賃（以下「町税等」という。）の滞納がない者

(平30告示26・全改)

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当する町内に生息する犬又は猫（以下「補助対象動物」という。）が群馬県内の動物病院等の獣医師（獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者をいう。以下同じ。）による避妊等手術を行った場合に要した経費とする。

- (1) 補助対象者が営利を目的とせずに飼養している犬（狂犬病予防法（昭和25年法律247号）に基づく登録をしているものに限る。）
- (2) 補助対象者が営利を目的とせずに飼養している猫（補助対象者が責任をもって世話をしている所有者が不明である猫を含む。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、次の各号に掲げる避妊等手術の区分に応

じ、当該各号に定める額を補助金の上限とする。ただし、避妊等手術に要する費用が上限額に満たない場合は、当該費用の額（100円未満の額は、これを切り捨てた額）とする。

（１）避妊手術（メス） １頭につき9,000円

（２）去勢手術（オス） １頭につき5,000円

２ 補助金は、補助対象者１世帯につき同一年度内において補助対象動物６頭を上限として交付するものとする。

（平31告示33・一部改正）

（補助金の交付申請及び請求）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犬及び猫の避妊等手術費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（１） 当該犬及び猫の避妊等手術に要した費用の領収書の原本

（２） その他町長が必要と認める書類

２ 前項の申請は、避妊等手術を行った日から起算して９０日以内に行わなければならない。

（平20告示42・全改、平30告示26・一部改正、令1告示6・一部改正）

（補助金の交付決定及び確定）

第６条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、犬及び猫の避妊等手術費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第７条 町長は、申請者がこの要綱に違反したとき、又は不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

２ この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱（平成８年月夜野町要綱第２号）又は水上町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年４月１日告示第42号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日告示第51号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年3月22日告示第26号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第33号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月5日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月9日告示第26号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月14日告示第25号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。